

豊田市建築設計業務委託特記仕様書（案）

第1章 業務概要

1. 1 委託業務名

（仮称）豊田市博物館新築工事設計委託

1. 2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

① 施設名称

（仮称）豊田市博物館

② 敷地の場所

豊田市 小坂本町 地内

③ 施設用途

博物館

（平成21年・2009年国土交通省告示第15号 別添二 第 12 号 第 2 類とする。）

1. 3 履行期間

契約締結の日の翌日から 平成33年（2021年）3月26日 まで

※改元後の日付は、新元号に読み替えるものとする。以下同じ

1. 4 特記仕様書の適用

- ① 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。
- ② 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- ③ 印又は×印、二重取り消し線で抹消した事項は、全て適用しない。

1. 5 建築士法 第22条の3の3の適用

「建築士法 第22条の3の3」に基づいた書面の提出 要 不要

（ただし、「不要」の場合においても、建築士法 第24条の8による書面は提出すること。）

1. 6 設計と条件

① 敷地の条件

ア 敷地の面積 35948.19 m²
イ 用途地域及び地区の指定 ・第二種低層住居専用（国道153号より50m）
・第一種住居地域
建ぺい率： 60 %、 容積率： 200 %

② 施設の条件

ア 施設の延べ面積 7000～7500 m² 程度
イ 主要構造及び階数 未定（当業務委託にて決定）
ウ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年・2007年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号及び国営設第101号による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。）

a 構造体	Ⅱ	類
b 建築非構造部材	A	類
c 建築設備	甲	類

③ 建設の条件

- ア 予定工事費 4,900,000,000 円（消費税抜）
イ 建設工期 平成33年（2021年）～平成35年（2023年）

④ 設計の意図及び詳細施設概要等

ア 設計意図

（仮称）豊田市博物館を新築し、豊田市の歴史文化を長期的に保存、活用していくことを目的に、文化ゾーンとしての他の施設との連携を図りつつ、まちの魅力の高揚と発信を図り、常に賑わいのある、新しい博物館像を目指すものとする。

イ 施設概要（設計施設等）※所要諸室諸元については、別紙のとおり

① 出会い・交流部門	500～1,000	㎡	程度
② 展示・公開部門	1,500～2,000	㎡	程度
③ 学習・創造部門	500～800	㎡	程度
④ 収集・保存部門	1,800	㎡	程度
⑤ 調査・研究部門	250～300	㎡	程度
⑥ 管理・運営部門	400～500	㎡	程度
⑦ 共用部門	1500～2000	㎡	程度
⑧ 駐車場	150	台	程度
⑨ その他外構整備（土木工事との取合）	一式		

1. 7 設計の進め方

① 設計の条件

（1）一般事項

- ア 施設利用者及び管理者の利用に十分配慮した設計とすること。
イ スケッチ又は簡易なCGにより打合せを進め、基本設計の早い段階で景観アドバイザーに相談すること。
ウ 設計に当たっては、所管課等関連機関と十分に打合せを行い、発生した手続には対応すること。
エ 調査及び設計段階で疑義を生じた場合、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。
オ 積算業務においては、適用基準による書式によることとし、種目別内訳、科目別内訳、細目別内訳紙明細、代価表等の項目のみを先行して作成し、監督員に確認を受けること。
カ 建設発生土の処理及び改良土の使用を十分に配慮し、指導を行うこと。
キ 特定調達品目を使用する場合は全て『グリーン購入法適合品』とすること。
ク 建物構造、施設設備の機能において、エネルギーの効率的な利用を図り、維持管理を含めた総合的な省エネルギー対策を施した施設とするために、環境配慮項目の提案を行うこと。
ケ 計画通知書の提出は契約期間内に行い、関係法令等含め、追加説明等の指摘事項には対応すること。
コ 設計は、貸与する豊田市設計積算の手引きに従い行うこと。また、使用材料はRIBCコード、市販書籍に掲載のものとし、見積による場合は、理由を添えて監督員に承諾を受けること。

サ 要望等は文書にて採用の可否とその理由を常にブリーフにて整理しておくこと。
シ 見積を徴収する場合は法定福利費を含んだ見積とすること。
ス 建物構造は、LCCを考慮し設計を行うこと。
セ 構造形式はコストを含め総合的に検討し、選定すること。
ソ 設計においては、常に建設コストコントロールを行い設計を進めること。
タ シックハウス（室内環境汚染）対策を十分に考慮すること。

チ 建築物の地盤の設計に関しては、契約後に提供する地質調査データを基に、地盤補強方法を検討すること。

(2) 特記事項

ア 設計業務を進める各段階にて、豊田市（公共建築課、文化財課、他関連部署）、別途発注の展示設計受託者及び土木工事受注者との情報共有や調整を行い業務を進めること。

イ 着手後速やかに実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。実施計画の内容は以下を含めること。

- ・ 実施工程表（各節目の期日を記入し、進捗状況を適正に把握して工期内の完了を示す。）
- ・ 計画通知提出時期及びコスト算出期間

ウ 展示設計との取り合いが重要となるため、双方の定期的な打合せに出席すること。また、互いに影響が出る場合は、その都度打ち合わせを実施すること。※参加者：建築設計、展示設計、公共建築課、文化財課

エ 平成30年度に文化財課がまとめた基本計画（配置は参考としない）を着手後、1ヶ月以内で整理し、設計方針（ブリーフ）としてまとめること。

オ 隣接する美術館とは異なるコンセプトを実現しつつ、隣接する意義を具現化すること。

カ 施設の管理、運営に配慮すること。（死角をなくす、来退館者は事務室前を通る、清掃しやすい床・壁、適所に倉庫を設置）

キ 敷地内の緑地を確保し、緑と調和する施設とすること。

ク 文化ゾーンとして、周辺施設との往来を考慮すること。

ケ 工事施工方法を検討し、順序フローを作成すること。

コ 収蔵品の増大に伴う保存エリアを具体的に検討すること。

サ 長期保全計画を策定し、施設の長寿命化の計画を策定すること。

シ 設計書に含まれるもの。①意匠設計②高度な構造設計③高度な設備設計（保管等）④一般的な外構⑤その他については事前に協議すること。

ス 建築案に基づく、造成設計費用については、別途協議とする。

② 設計期日に関する条件

各 節 目	期 日
1. 基本設計書(チェック図)の提出(基本設計検討期間)	平成32年(2020年)2月末
2. 概算工事費の算出 基本設計図(確定図)の提出	平成32年(2020年)7月末
3. 実施設計図(チェック図)の提出	平成32年(2020年)9月末
4. 実施設計図(確定図)の提出 設計内訳書(チェック用)の提出 計画通知書(チェック用)の提出	平成32年(2020年)10月末
5. 計画通知書(建築相談課)の提出	平成32年(2020年)11月末
6. 全ての成果物提出	平成33年(2021年)3月中

- ※ 1、3の提出までに、管理技術者及び設備担当技術者は公共建築課による現地確認に立会うこと(現地確認時に使用する機材等については受注者で用意すること。)。
- ※ 各段階における期日については、契約後監督員との協議により上記期日に関する工程表を作成し承認を受けること。
- ※ 各書類提出時には社内チェック報告書を添付し、作成者以外のチェックが済んでいることが確認できるようにすること。また、市監督員による図面・内訳書の確認時には管理技術者、照査技術者、各担当技術者が立ち会って説明を行うこと。
- ※ 上記各期日において、公共建築課による履行状況確認を受けること。

第2章 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「豊田市建築設計業務委託共通仕様書(平成29年・2017年豊田市都市整備部公共建築課)」(以下「共通仕様書」という。)による。

2. 1 設計業務の内容及び範囲

① 一般業務 (共通仕様書 第2章1)

ア 基本設計

- 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

イ 実施設計 (設計意図の伝達に関する業務を除く。)

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務
- 建築(構造)実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務
- 解体工事実施設計

ウ その他

- 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- 工事費概算書の作成
- 概略工事工程表の作成

エ 一般業務における業務対象範囲

本委託における業務対象範囲は下記のとおりとする。なお、「○」はその項目におけるすべての業務が対象、「△」は発注者が図面等の資料を提供するなど受注者の業務量が低減できると考えられるためその項目における一部の業務が対象外、「×」はその項目における全ての業務が対象外とする。

業務内容の項目		業務対象範囲	
基本設計に関する業務細分率	(1)設計条件等の整理	i 条件整理	○
		ii 設計条件の変更等の場合の協議	○
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i 法令上の諸条件の調査	○
		ii 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	(4)基本設計方針の策定	i 総合検討	○
		ii 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
	(5)基本設計図書の作成		○
(6)概算工事費の検討		○	
(7)基本設計内容の建築主への説明等		×	
実施設計に関する業務細分率	(1)要求の確認	i 建築主の要求等の確認	○
		ii 設計条件の変更等の場合の協議	○
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i 法令上の諸条件の調査	○
		ii 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3)実施設計方針の策定	i 総合検討	○
		ii 実施設計のための基本事項の確定	○
		iii 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	(4)実施設計図書の作成	i 実施設計図書の作成	○
ii 建築確認申請図書の作成		○	
(5)概算工事費の検討		○	
(6)実施設計内容の建築主への説明等		×	
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×
	(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×

② 追加業務の内容及び範囲 (共通仕様書 第2章2)

- 積算業務 (建築・電気設備・機械設備)
(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収 (3社以上) 及び見積検討資料の作成)
- 建築基準法第18条第2項に基づく計画通知手続業務
(履行期間内に計画通知書を提出すること。)
 - ・ 建築基準法に基づく許可申請手続業務
(許可申請内容:)
 - ・ 土地区画整理法に基づく許可申請手続業務
(許可申請内容:)
 - ・ 都市計画法に基づく許可申請手続業務
(許可申請内容:)
- 関係法令等に基づく各種申請手続業務
- 矢作川水質保全協議会との協議及び申請手続業務 (該当する場合)
- 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- 透視図作成
(A3判、アルミ枠、CAD製作、外観1枚・内観2枚程度)
- 模型製作 (写真撮影を含む)
(縮尺、主要材料、ケースの有無、材質 等)
 - ・ 地質調査業務 (スウェーデン式サウンディング 3m×2か所)
 - ・ 測量調査業務 (仕様は別表 による)

2. 2 業務の実施

① 一般事項 (共通仕様書 3.1~3.4)

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

② 適用基準等 (共通仕様書 3.5)

受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が各適用基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、各適用基準等は、共通仕様書に定めるもののほか以下のとおりとし、特記なき限り最新版とする (打合せには持参すること)。

- | | | |
|-----------------------------|---------|--------|
| ○ 建築工事内訳書作成要領 (建築工事編・設備工事編) | 国土交通省監修 | 平成13年版 |
| ○ 建築設備耐震設計・施工指針 | 国土交通省監修 | 平成26年版 |
| ○ 建築設備設計計算書作成の手引 | 国土交通省監修 | 平成27年版 |
| ○ 公共建築物延命化実行計画 | 豊田市 | |
| ○ 豊田市図面納品基準 | 豊田市 | |
| ○ 豊田市電子納品運用ガイドライン (建築設計業務編) | 豊田市 | |
| ○ 豊田市CAD図面作成要領 | 豊田市 | |
| ○ 豊田市積算の手引き | 豊田市 | |
| ○ 道路の移動円滑化整備ガイドライン | 国交省 | |
| ○ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例 | 愛知県 | |
| ○ 豊田市人にやさしい街づくり整備指針 | 豊田市 | |

- 公共工事における環境配慮指針 豊田市
- 公共施設緑化ガイドライン 豊田市
- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
- 公共建築物における木材の利用の促進のための計画
- 木造計画・設計基準及び同資料 国土交通省
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 営繕工事積算チェックリスト
- 表示・標識標準
- 省エネルギー建築設計指針

③ 提出書類（共通仕様書 3.6）

業務実績情報の登録の要否

- ・ 要
- 不要

④ 業務計画書（共通仕様書 3.7）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成し、監督員に提出する。なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

ア 業務方針

業務の実施に先だち、業務の全般的な進め方や業務の実施方法、品質確保と管理方針等の大要を定める。設計方針の説明に関する資料（国土交通省告示第15号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）による。

イ 工程表

第1章設計の進め方で規定した「設計期日に関する条件」を明記し、進捗状況を適正に把握して工期内の完了・提出できるよう詳細な実施工程表を作成すること。

ウ 業務体制

- a 管理技術者の氏名、役職、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- b 各担当技術者の担当分野、所属、氏名、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の同種又は類似業務の実績
- c 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- d 少なくとも、建築積算、植栽には専門コンサルタントとして業を営む者に再委託すること。
- e 業務体制一覧表
- f 主任技術者は退職等の理由では交代することができない。

⑤ **管理技術者等の資格要件**（共通仕様書 3.12）

ア 管理技術者の資格要件は次のうち、○印のいずれかとする。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）に規定する構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）による設備設計一級建築士
 - ・ 公益社団法人日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

イ 構造担当技術者の資格要件は次のうち、○印のいずれかとする。

- ・ 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）に規定する一級建築士
- 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）に規定する構造設計一級建築士

ウ 設備担当技術者の資格要件は次のうち、○印のいずれかとする。

- 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）による設備設計一級建築士
- 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）に規定する一級建築士、技術士、建築設備士
 - ・ 一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士
 - ・ 二級電気工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士

エ 建築積算担当技術者の資格要件は次のうち、○印のいずれかとする。

- 建築士法（昭和25年・1950年法律第202号）に規定する一級建築士
- 公益社団法人日本建築積算協会が付与する建築積算士
- 公益社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士

オ 本委託の主任技術者は、豊田市公共建築課発注の他の委託の管理及び主任技術者となることが出

⑥ **貸与資料等**（共通仕様書 3.13）

ア 既存設計図書等

- 豊田市共通特記仕様書 一式
 - ・ 既存建築物設計図

イ 貸与資料

- 豊田市積算単価コード表
 - ・

ウ 資料等の貸与及び返却

- a 貸与場所 （ 公共建築課 ）
- b 貸与時期 （ 第1回の打合せ時 ）
- c 返却場所 （ 公共建築課 ）
- d 返却時期 （ 第2回打合せ時 ）

⑦ 打合せ及び記録 (共通仕様書 3.16)

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 定例打合せ時

ウ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

エ その他 ()

⑧ 委託料の支払い(中間払い)

本仕様書 1.7②1及び2に掲げる業務を完了し、検査に合格した時は、当該業務に係る委託料の支払いを請求できるものとする。ただし、上記委託料の支払いを請求する場合は、契約金額に、出来高の割合を乗じた額とし、契約金額の32/100(前払金の支払いを請求した場合にあっては、その額を含む。)を上限とする。

2.3 成果物、提出部数等 (共通仕様書 3.21)

① 基本設計

(下記のうち○印を付けたものを提出する。ただし、他に必要に応じて提出していただくこともあります。)

適用	成果物	数量	製本形態等
A	建築(総合)		
○	建築(総合)基本設計図書		
	計画説明書	3部	カラーA3版横綴じ製本 データ共
○	基本設計図	3部	カラーA3版横綴じ製本 CADデータ共
	仕様概要書		
	仕上げ概要表		
	面積表および求積図		
	敷地案内図		
	配置図		
	平面図(各階)		
	断面図		
	立面図(各面)		
	外構計画図		
○	工事費概算書	1部	カラーA3版横綴じ製本 データ共
○	仮設計画概要書	3部	カラーA3版横綴じ製本 データ共
適用	成果物	数量	製本形態等
B	建築(構造)		
○	建築(構造)基本設計図書		
○	構造計画説明書	3部	カラーA3版横綴じ製本 データ共
○	構造設計概要書	3部	カラーA3版横綴じ製本 データ共
○	工事費概算書	1部	カラーA3版横綴じ製本 データ共
適用	成果物	数量	製本形態等
C	電気設備		

○	電気設備基本設計図書			
	○	電気設備計画説明書	3部	カラーA 3版横綴じ製本 データ共
	○	電気設備設計概要書	3部	カラーA 3版横綴じ製本 データ共
	○	工事費概算書	1部	カラーA 3版横綴じ製本 データ共
適用	成果物	数量	製本形態等	
D 機械設備				
○	機械設備基本設計図書			
	○	機械設備計画説明書	3部	カラーA 3版横綴じ製本 データ共
	○	機械設備設計概要書	3部	カラーA 3版横綴じ製本 データ共
	○	工事費概算書	1部	カラーA 3版横綴じ製本 データ共
適用	成果物	数量	製本形態等	
E 資料				
○	事前協議(要求条件の整理を含む。)		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
○	現地調査		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
○	現況写真撮影		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
	敷地測量(平板又は確定測量)			
	標点測量			
○	予測騒音コンター図			
○	配置・ゾーニング計画		3部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
	地質調査			
○	透視図		3部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
○	スタディー用CG又は模型			
○	建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
	環境アセス			
○	調査打合せ議事録		1部	A 4版横綴じ製本 データ共
○	各種技術資料		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
○	その他調査		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
○	概略工事工程表		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
○	仮設計画図、フローチャート		1部	カラーA 4版横綴じ製本 データ共
(注)				
<ul style="list-style-type: none"> ● 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。 ● 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。 ● 配置・ゾーニング計画・透視図は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。 ● 建築(意匠)設計図は、適宜、追加してもよい。 ● 成果物は、監督員の指示により、製本とする。 ● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。 				

② 実施設計

(下記のうち○印を付けたものを提出する。ただし、他に必要に応じて提出していただくこともあります。)

適用	成果物	数量	製本形態等
A	建築（総合）		
○	建築（総合）設計図		
	○ 表紙（工事タイトル）	各 1 部	A 2 版白焼き左綴じ A 3 縮小版白焼き左綴じ C A D データ 一式
	○ 図面リスト		
	○ 付近見取り図		
	○ 建築物概要書		
	○ 特記仕様書		
	○ 法令チェックリスト		
	○ 仕上表		
	○ 面積表及び求積図		
	○ 現況図		
	○ 将来計画図		
	○ 日影図		
	○ 騒音コンター図		
	○ 解体及び計画図		
	○ 配置図		
	○ 各階平面図		
	○ 全立面図		
	○ 一般断面図（2面以上）		
	○ 各伏せ図		
	○ 各部平面詳細図		
	○ 各部断面詳細図		
	○ 各室展開図		
	○ 各部家具詳細図		
	○ 各部納まり詳細図		
	○ 諸設備取り合い詳細図		
	○ キープラン図及び表		
	○ 建具表及び建具平面図		
	○ 建具金物仕様表		
	○ 吊り物構造図及び仕様表		
	○ サイン計画・平面及びサイン図		
	○ 工作物平、断、構造図及び仕様表		
	○ 外構図（各図共通）		
	○ 造成図（各図共通）		
	○ 植栽・造園図		
	○ 付属棟は各一般図に準ずる		
	○ 仮設計画図		
	○ 雨水排水流出抑制平面図・詳細図		
○	工事費概算書		

適用	成果物	数量	製本形態等
B 建築（構造）			
○	建築（構造）設計図		
○	構造基準仕様書	各 1 部	A 2 版白焼き左綴じ A 3 縮小版白焼き左綴じ C A Dデータ 一式
○	構造基準図		
○	各構造図		
○	各構造断面納まり詳細図		
○	基礎図		
○	各軸組図		
○	各部配筋、鉄骨詳細図及びリスト		
○	雑構造図		
○	仕口納まり図		
○	地質及び柱状図（資料提供含む。）		
	耐震補強図		
○	構造計算書		
適用	成果物	数量	製本形態等
C 電気設備			
○	電気設備設計図		
○	表紙（工事タイトル）	各 1 部	A 2 版白焼き左綴じ A 3 縮小版白焼き左綴じ C A Dデータ 一式
○	図面リスト		
○	付近見取り図		
○	建築物概要書		
○	特記仕様書		
○	法令チェックリスト		
○	現況図		
○	配置図及び屋外諸図		
○	各階平面図（指定種別ごと）		
○	機器の仕様詳細		
○	単線接続図		
○	受変電設備		
	仕様書・機器姿図		
	配置・結線図		
	引込装柱図		
	各階平面図		
	屋外配線図		
	直流電源設備		
	仕様書・機器姿図		
	配置・結線図		

○	自家発電設備		
	仕様書・機器姿図		
	配置・結線図		
○	幹線設備		
	系統図		
	各階平面図		
○	動力設備		
	動力盤結線図		
	各階平面図		
○	電灯その他設備		
	分電盤結線図		
	各階平面図		
	平面詳細図		
	照明器具姿図		
	照明器具取付表		
	避雷設備		
	配線図		
	取付詳細図		
○	各種弱電設備		
	仕様書・機器姿図		
	系統図		
	各階平面図		
	各種端子盤図		
○	防災設備		
	仕様書・機器姿図		
	系統図		
	各階平面図		
○	外灯設備		
	仕様書・機器姿図		
	平面図		
○	太陽光発電設備（必要な場合）		
	系統図		
	各階平面図		
	舞台音響設備・舞台照明設備		
	仕様書・機器姿図		
	系統図		
	各階平面図		
○	平面詳細図(主要機器設備設置場所)		
○	断面詳細図(主要機器設備設置場所)		
○	器具架台図及び詳細図		
○	各種計算書（受電・発電・配線容量・照度等）		
○	その他の意匠的必要諸図		
○	省エネルギー計算書	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	工事費概算書		
○	電気設備設計計算書	1部	A4版左側ファイル綴じ
適用	成果物	数量	製本形態等

D 機械設備				
○	空気調和設備設計図			
	○	表紙（工事タイトル）	各 1 部	A 2 版白焼き左綴じ
	○	図面リスト		A 3 縮小版白焼き左綴じ
	○	付近見取り図		CADデータ 一式
	○	建築物概要書		
	○	特記仕様書		
	○	法令チェックリスト		
	○	現況図		
	○	配置図及び屋外諸図		
	○	機器リスト及び機具表		
	○	空気調和設備		
		系統図		
		各階平面図		
		詳細図		
	○	換気設備		
		系統図		
		各階平面図		
		詳細図		
	○	暖冷房設備		
		系統図		
		各階平面図		
		詳細図		
		給油設備平面図		
		系統図		
		各階平面図		
		詳細図		
		自動制御設備		
	系統図			
	各階平面図			
	詳細図			
	管理点数一覧表			
○	単線結線図			
○	平面詳細図(主要機器設備設置場所)			
○	断面詳細図(主要機器設備設置場所)			
○	器具姿図			
○	機械器具架台図及び詳細図			
○	機械器具図配置図			
○	暖冷房換気設備計算書	1 部	A 4 版左側ファイル綴じ	
○	省エネルギー計算書	1 部	A 4 版左側ファイル綴じ	
○	工事費概算書			
○	給排水衛生ガス設備設計図			
	○	表紙（工事タイトル）	各 1 部	A 2 版白焼き左綴じ

○	図面リスト		A 3 縮小版白焼き左綴じ
○	付近見取り図		CADデータ 一式
○	建築物概要書		
○	特記仕様書		
○	法令チェックリスト		
○	現況図		
○	配置図及び屋外諸図		
○	機器リスト及び機具表		
○	給排水給湯設備		
	系統図		
	各階平面図		
	詳細図		
	排水縦断図		
○	消火設備		
	系統図		
	各階平面図		
	詳細図		
○	厨房設備（必要な場合）		
	平面図		
	詳細図		
	機器リスト		
○	ガス設備		
	系統図		
	各階平面図		
	詳細図		
○	フローシート（汚水）		
○	単線結線図		
○	平面詳細図(主要機器設備設置場所)		
○	断面詳細図(主要機器設備設置場所)		
○	器具姿図		
○	機械器具架台図及び詳細図		
○	機械器具図配置図		
○	給排水衛生ガス設備計算書	1部	A 4 版左側ファイル綴じ
○	省エネルギー計算書	1部	A 4 版左側ファイル綴じ
○	工事費概算書		
	設備構築物 構造計算書	1部	A 4 版左側ファイル綴じ

○	昇降機設備設計図		各 1 部	A 2 版白焼き左綴じ A 3 縮小版白焼き左綴じ C A Dデータ 一式
	○	表紙 (工事タイトル)		
	○	図面リスト		
	○	付近見取り図		
	○	建築物概要書		
	○	特記仕様書		
	○	法令チェックリスト		
		現況図		
	○	配置図及び屋外諸図		
	○	機器リスト及び機具表		
	○	平面図		
		機械室詳細図		
	○	カゴ詳細図		
	○	シャフト詳細図		
	○	昇降機設備計算書		
○	省エネルギー計算書	1 部	A 4 版左側ファイル綴じ	
	工事費概算書			
○	計画通知書 (資料の作成)	1 部	A 4 版左側ファイル綴じ	
適用	成果物	数量	製本形態等	
E 解体 (必要な場合)				
○	解体設計図		各 1 部	A 2 版白焼き左綴じ A 3 縮小版白焼き左綴じ C A Dデータ 一式
		表紙 (工事タイトル)		
	○	図面リスト		
	○	付近見取り図		
	○	建築物概要書		
	○	特記仕様書		
	○	現況図		
	○	配置図及び屋外諸図		
	○	内外仕上げ表		
	○	各階平面図		
	○	立面図		
	○	断面図		
	○	矩計詳細図		
	○	構造伏図		
	○	各部構造リスト		
○	各部詳細図			
○	各設備図			
○	工事費概算書			
○	各種計算書			
適用	成果物	数量	製本形態等	

F 資料			
○	積算（建築・電気・機械・解体）	1部	A4版左側ファイル綴じ
	○ 工事費内訳書（請負者ベースの積算）		
	○ 工事費内訳書（RIBC形式）		
	○ 建築工事積算数量算出書		
	○ 電気設備工事積算数量算出書		
	○ 機械設備工事積算数量算出書		
	○ 建築工事積算数量調書		
	○ 電気設備工事積算数量調書		
	○ 機械設備工事積算数量調書		
	○ 解体工事積算数量算出書		
	○ 解体工事積算数量調書		
	○ 見積書（3社以上）及び比較表		
	○ 積算チェックリスト		
○	建築・工作物構造計算書	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	計画通知書（基準法18条添付書類一式）	1部	A4版左側ファイル綴じ
	計画通知書（基準法18条以外添付書類一式）		
○	防火対象物工事計画届	1部	A4版左側ファイル綴じ
	建築許可申請書		
○	排水承諾書	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	矢作川沿岸水質保全対策協議会協議申請書	3部	A4版左側ファイル綴じ
○	上記各種申請計算書（法令等に必要な計算）	3部	A4版左側ファイル綴じ
○	CADデータ（DWG及びPDF形式）	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	見積り機器等メーカー承認図	1部	A4版左側ファイル綴じ
	測量図		
○	建築物の利用に関する説明書の作成	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	環境配慮指針チェックシート	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	ライフサイクルコスト算出書	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	透視図	各1部	(A3判 アルミ枠 CAD製作 外観・内観 データ共)
○	模型		
	模型の写真		
	防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続		
○	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	リサイクル計画書の作成		
○	概略工事工程表の作成	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	日影図の作成	各1部	設計図に同じ
○	建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	住民説明等に必要な資料作成（法令等に基づくものを除く。）	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	豊田市景観条例に係る協議資料作成及び手続業務	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	調査打合せ議事録	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	その他調査報告書	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	要求事項・提案等検討事項一覧表	1部	A4版左側ファイル綴じ
○	現地調査	1部	カラーA4版横綴じ製本 データ共
○	現況写真撮影	1部	カラーA4版横綴じ製本 データ共
(注)			
● 建築（構造）の成果品は、建築（意匠）実施設計の成果品の中にも含めることができる。			

- 設計図は、適宜、追加してもよい。
- 電子データ等の提出については、「豊田市電子納品運用ガイドライン（建築設計業務編）」、「豊田市図面納品基準」及び「豊田市C A D図面作成要領」による。
- 積算数量算出書の作成は、積算営繕システムR I B C((財)建築コスト管理システム研究所)による。
- 模型を除く全ての成果品は、原則、電子データでも納品する。
- 指定のされたものを除き、設計図はA 2判、その他計算書や資料等はA 4判を基本とする。
- 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
- 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。